

第 2 1 警報設備

(危政令第 2 1 条)

1 自動火災報知設備

危規則によるほか、別添第 6 - 2 「警報設備に関する運用指針」 1 による。

2 非常ベル装置、拡声装置、警鐘

別添第 6 - 2 「警報設備に関する運用指針」 2 による。